



菱長兄聞集
黄

リ 5
2081
2





見聞集卷之三

目録

- 古江傳母のきあふ御書の事
- 玄利支丹御法成の事
- 上総浦のやくし御和指の事
- 海軍親子の事
- 計の元々の事
- 法林寺の御法を為すの事
- 姫君院の事





見聞集卷之三

目錄

江戸の事
 官務の事
 嘉用が古歌の事
 伊豆の事
 石橋の事

見聞集卷之四

目錄

童子の事
 津田明神の事
 堀の事
 山梨の事
 清林和尚の事
 万病の事
 江戸の事

の理ありと評信をくくるといふ人といふありの事
流し日本をきくるといふ人といふありの事
けりといふありの事
百人といふありの事
二十人といふありの事

乾為父坤為母生其中間三才於是定文日本者元是神國也
陰陽不測者之謂神聖之為聖矣之為靈誰不尊崇
況人得生迷陰陽所感也五体六塵起而動靜須臾不離
神非求他人之具足箇乃自成迺是神体也又稱佛國者
不無授文之惟神明應跡固而大日本國矣法苑云諸

佛救世者住於太神通為悅眾生故現無量神力
是金口妙文神與佛其名異而實一者恰如竹符
籙上古細索名蒙神助航洋遠入震旦求
佛家之法求仁道教汝丹外之典竹籍將
永未學師相兼的々傳受佛法之昌成
起哉異朝宣佛法永漸乎于爰吉利支
丹之從黨適永於日本非害渡高般而通
盜賊叩欵弘邪法惑正法以城攻号作已有
是大禍之萌也不可制矣日本神國佛
國而尊神敬佛專仁義之道匡善惡法有

逆犯輩隨其重輕行墨劓剝宮大辟之五
刑禮云表多而服五罪多而刑五自罪之疑
者乃以佛為證誓是罪罟之條目犯不犯
之區別纖毫不差五逆十惡之罪人者佛神
三寶人天大應之前身也積惡之餘殃難
逃或施捨獲罪如是勸善懲惡之道也欲制
惡令易積欲善之難保豈不如滿戒乎現世
猶是後世矣通閻老呵責三世諸難救歷代
列祖不奈可畏彼伴天連徒黨智及伴政
令嫌疑神道誹謗正教義損善見有戒人載

傾載奔并自祀只是為宗本懷非邪何哉
實神敵佛敵也息不禁後世必有國家之患
殊司号令不制之却蒙天遺矣日本國之寸
寸土尺地無一不措手足速掃攘之強有違命者
可刑罪之今幸受天之詔命生國域衆國福者
外題五常之至德內皈一代之藏教是故因豐
民安經云現世安隱後生善如孔夫字亦云身
體髮膚受于父母不敢毀傷孝之始也金其
身乃是敬神彼邪法稱日月我正法世既雖
及澆水益神道佛法紹降之善政也一天四海

漸靡是とて志しむるに久し
らんとの月々此の并の如く
金本すきしと告げらるるれ
法林寺法法と名づく事

石のくま下流の國をよ
しあひあへんづら法林寺の寺
を作らるる檀那と名づく
流るる流の間に門と名づく
お年と名づくの寺の傍を
とて中本寺と名づくは
徳化連と名づくは一代の

聖教と稱するにあたり
智恵の人と名づく
し八百餘年と名づく
阿のくま下流の國をよ
たのみの乃西築の
のくま下流の國をよ
皆のくま下流の國をよ
物に法林寺と名づく
史のくま下流の國をよ
あが法林寺と名づく

見しふそと世を流るる三と昔此の身人信を
八中御成長命を事なると人信を流るる
志中流親世を事なると人信を流るる
うしぬとくくくくくくくくくくくく
さき自惚亂くくくくくくくくくくく
勢流よめくくくくくくくくくくく
生くくくくくくくくくくくくく
ぬきくくくくくくくくくくくく
あふくくくくくくくくくくくく
よきくくくくくくくくくくくく

客くくくくくくくくくくくく
又を事くくくくくくくくくくく
のぬきくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくく
の風のくくくくくくくくくくく
乃病くくくくくくくくくくく
是を事くくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくく

あつちの... 細腰... 鉤... 西... 廿...

関東衣服考の要る事

く... 衣結の事... 西... 廿...

ま... 衣... 鉤... 西... 廿... 衣結の事...

中をうらぶとてうきやうこしく失くうけい
るおしりしとてさうい返しく諸能なり
臨事うらさう道はさ道しあふ水主あのはの足
りさうい何とていりさうい麻の毛とて
如し自麻乃あふ者やせう所をさしとて
遊是まゝとて名付くれ昔とてさうい清
いさうい婦とて思又馬あふふあうさうい以勝
とてさういいと信あしめとてれとていりさうい
麻の昔毛の皮あふとてさうい物とて或又さう昔
清とてさうい夜のさういとてさうい麻とてさうい

かむしとてさういさうい名付あふとてさうい
表とて越後とてさういさういさういさうい
越後周北とてさういさういさういさうい
さういさうい又美后とて布あふとて福合とて
サ洞岩とてさういさうい信濃布とてさうい
さういさうい布とて豊後布とてさういさうい
とてさういさうい幕布とてさういさうい天子の所を
是とて麻とてさうい物とてさうい死とてさうい
さういさういとて布とてさういさういさうい

いふは剣の仙回を多岐の歌よきと作しき
上宮のほいさしきつゝ急い處をふやとて
時一あつて今も別れあつて 萬里とりけん
十歳は是天のけりしやけりしけりし
業のまに上流のまに世の流少事
時政東の流傳りて武田とてつゝむとて
しゝとてさきとてさきとてさきとて
彼を流りてさきとてさきとて
山小隆とて流少事氏の侍軍兵士のあつて
流少事流りてさきとてさきとて

さくしゝは流少事とてさきとて
の勅をのさきとてさきとて
豊の國流りてさきとて
石上とてさきとて
院とてさきとて
流一閑とてさきとて
流とてさきとて
しゝとてさきとて
かしゝとてさきとて
のけりしとてさきとて

そは時りてり悪く是の人其の...
我と一院寺の皇子なりて或天の四院を...
王位を... 申さる事...
の長... 仁法...
... 命...
天の由... 帝...
... 人...
... 若...
... 是...

法師の徒類... 死流...
... 諸...
... 臣

前伊豆守守任守臣

治承四年四月九日

物... 院...
頼... 少... 月

録しつゝ少く原を井に要とらんか合しつゝの二りの中
程とせざるん今略しつゝ少く一程とせたり
先をくねの事をつゝは信のきしつゝも集めて是を信
大國よりか敷た少のち敷あり新もきぞくらん國
のしつゝしつゝ中にも要ありつゝも國を以て
行別しつゝ原をくねの事をもめしつゝ少く
為り本人をくねの事をもめしつゝ少く
界よりまゝしつゝも是を信のきしつゝも
しつゝもれしつゝも是を信のきしつゝも
行別しつゝも是を信のきしつゝも

原をくねの事をもめしつゝ少く
為り本人をくねの事をもめしつゝ少く
界よりまゝしつゝも是を信のきしつゝも
しつゝもれしつゝも是を信のきしつゝも
行別しつゝも是を信のきしつゝも
録しつゝ少く原を井に要とらんか合しつゝの二りの中
程とせざるん今略しつゝ少く一程とせたり
先をくねの事をつゝは信のきしつゝも集めて是を信
大國よりか敷た少のち敷あり新もきぞくらん國
のしつゝしつゝ中にも要ありつゝも國を以て
行別しつゝ原をくねの事をもめしつゝ少く
為り本人をくねの事をもめしつゝ少く
界よりまゝしつゝも是を信のきしつゝも
しつゝもれしつゝも是を信のきしつゝも
行別しつゝも是を信のきしつゝも

こゝろ新加... 龍の... 自然... 物... 陰陽... 神... 龍... 遠... 使... 昔...

日月... 夫... 指... 念... 年... 人... 人... 人... 人... 人... 人...

八億... 化... 人... 年... 日... 生...

情影——手情——風秋柳の聲と梳と桃
ねと待の如も西口——首形節 貞信系 任年 亥
りき——き 百ふりん 十人 其印 聲なき
切し 海あり あり 聲切し 舟舟原氏 主成の 高海
吾妙の 任人 文書—— 濠洲 清—— けきも 聲入
い—— 風—— 風—— 風—— 風—— 風—— 風——
あけ—— ぬら—— ぬら—— ぬら—— ぬら—— ぬら——
西—— 西—— 西—— 西—— 西—— 西—— 西——
聲なき—— 声なき—— 声なき—— 声なき—— 声なき——
而し ありし 声なき 聲なき—— 声なき—— 声なき——

聲なき 如雲 一羽の け橋なき せれり こと の 聲なき
あつ—— ぬら—— ぬら—— ぬら—— ぬら—— ぬら——
い—— ぬら—— ぬら—— ぬら—— ぬら—— ぬら——
色顔—— ぬら—— ぬら—— ぬら—— ぬら—— ぬら——
あ—— 岩崎 志た 田—— 井—— 三—— 三—— 三——
い—— ぬら—— ぬら—— ぬら—— ぬら—— ぬら——
何の 聲なき—— ぬら—— ぬら—— ぬら—— ぬら——
飛—— ぬら—— ぬら—— ぬら—— ぬら—— ぬら——
い—— ぬら—— ぬら—— ぬら—— ぬら—— ぬら——
い—— ぬら—— ぬら—— ぬら—— ぬら—— ぬら——
い—— ぬら—— ぬら—— ぬら—— ぬら—— ぬら——

あり石好に、あえ年乙正七月卯石少延其八年庚
寅六月卯大書氷交元年酉五月卯大如好子長
治三年乙酉六月卯書あす佳史二年丁正庚卯くま書
くまあつそのまあめくくく水久二年庚辰書少
三年四月卯書く唐書治是くゆくゆくくく
金中徳くゆくくくあ月二年乙酉六月卯く信好くゆ
くく大書門くゆくく六と使くゆくくく除体く石くゆ
くく及くまふ大福くくくくくくくくくくく
庚午六月卯日張好く大書修く同七月卯く書あめく
除長三年庚戌正月卯く除治好くく書好く文水
三年乙酉二月卯泥くくゆめくくくゆくく水に三年乙
酉二月卯日張好くく唐書あえ年乙酉六月卯書く文水
庚甲乙二月卯大書山書好く世信是く極くくくく
同年月卯日大書書後あ梅あ乙酉九年辛卯六月卯日
大書少体くくく年代北書後くくくくくく
治く好くくくくくくくくくくくくくくくく
治く好くくくくくくくくくくくくくくくく
のくめくくくく風あくくくくく佛く半書治めく味而治
元生性新く文水門くく書あ書治くくくくくくく
あくくくくくくくくくくくくくくくくくく

ふ年々もあはゆるは中より室を乞とあがり
西向の山を住し名を殿居をいせいのくわしたる
九節をうとくは後のせいのものも本はせいで
このもつとまこと色やくらん非なるらん
世帯とまき山信の国はしは遊の理情をそとまき
とてまきとまきとまきとまきとまきとまき

諸君より手紙をそとまきとまきとまき

ふくま年々くく國はく西向の山を住し名を殿居をいせいのくわしたる
九節をうとくは後のせいのものも本はせいで
このもつとまこと色やくらん非なるらん
世帯とまき山信の国はしは遊の理情をそとまき
とてまきとまきとまきとまきとまきとまき

あはゆるは中より室を乞とあがり
西向の山を住し名を殿居をいせいのくわしたる
九節をうとくは後のせいのものも本はせいで
このもつとまこと色やくらん非なるらん
世帯とまき山信の国はしは遊の理情をそとまき
とてまきとまきとまきとまきとまきとまき

諸君より手紙をそとまきとまきとまき

ふくま年々くく國はく西向の山を住し名を殿居をいせいのくわしたる
九節をうとくは後のせいのものも本はせいで
このもつとまこと色やくらん非なるらん
世帯とまき山信の国はしは遊の理情をそとまき
とてまきとまきとまきとまきとまきとまき

一 可制難欣修其事

一 可制難欣修其事

一 可制難欣修其事

一 可制難欣修其事

一 可制難欣修其事

一 可制難欣修其事

一 可制難欣修其事

一 可制難欣修其事

一 可制難欣修其事

吏野乞と作 控む者も由之と云ふに在りて人

民と云ふは治世より治むる者なりと云ふなり

一 治世に在りて治むる者なりと云ふなり

一 治世に在りて治むる者なりと云ふなり

一 治世に在りて治むる者なりと云ふなり

一 治世に在りて治むる者なりと云ふなり

一 治世に在りて治むる者なりと云ふなり

一 治世に在りて治むる者なりと云ふなり

一 治世に在りて治むる者なりと云ふなり

一 治世に在りて治むる者なりと云ふなり

一 治世に在りて治むる者なりと云ふなり

一 治世に在りて治むる者なりと云ふなり

一 治世に在りて治むる者なりと云ふなり

Handwritten text in a cursive script, likely a historical document or letter. The text is written in dark ink on aged, yellowish paper. It consists of approximately 12 lines of text, though the bottom portion is significantly faded and difficult to decipher. The script is dense and characteristic of 17th or 18th-century handwriting.

